

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年9月2日(金)午前9時00分から午前10時22分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	武井 典夫
会長職務代理者	2番	三澤 省三
委員	3番	松澤 覚一
	4番	山崎 今朝利
	5番	野澤 宏
	6番	赤沼 君人
	7番	尾坂 壽夫
	8番	根橋 建太郎
	9番	山内 良春
	10番	赤羽 則子
	11番	小澤 高佳
	12番	上島 明德
	13番	下田 節子
	14番	勝野 次郎
	15番	小野 一喜
	16番	赤羽 武直

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)専決事項について

8月許可決定の5条1件については長野県農業会議から8月17日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した

(2)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

(3)農地法第18条第6項の規定による届出

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

< 武井会長 >

みなさん、おはようございます。早朝よりご参集いただきましてありがとうございます。9月に入って突然台風というニュースが入っておるわけでございます。そういう中で私共農業委員会が耕作放棄地の率先事業として大豆・ヒマワリを耕作放棄地、遊休地に蒔いてあるわけでございます。大豆の方はこれから実が付いてさやがふくらんでくるかな、という風な感じを受けておるわけですが、あの大豆のさやが全部ふくらんでくれば大収穫だと思っております。それからヒマワリの方につきましては、今代理の方からいわれましたように頭を下げてきておるといふ風な状況でございます。そのような中で私共の上伊那ではそういうような耕作放棄地、遊休農地の活用というようなことでやっているのは辰野だけでございます。そういう中で何とか台風を避けて大豆ヒマワリが大収穫になるよう祈っている次第でございます。また、収穫時期には皆さんのお力をお借りして収穫しなきゃいかんというのが実情でございます。それから先般の農業委員会で事務局の方から話のありました耕作放棄地の確認ということで皆さんにはやっていたいておるわけですが、ぼつぼつ10月にはパトロールということがありますので、それまでには課題になっております確認事項につきましては各委員さんお願いしたいとこんな風に思っております。今日は午前中からでございますがスムーズに議事が進みますようよろしくお願いいたします。

それでは次第に基づいて始めたいと思います。議事録の署名人でございますが、本日は9番の山内良春さん、10番の赤羽則子さんに署名人をお願いしたいと思います、よろしくお願いいたします。

それでは4番の議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について。事務局の方から説明をお願いします。

< 事務局 >

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】

< 足助事務局次長 >

1番、所有権の移転でございます。

東京都西多摩郡檜原村...番地のAさん所有の、大字横川字木曾沢...番地、地目は登記が田、現況が畑、面積116㎡を、大字横川...番地にお住まいのBさんが取得するものです。当該農地は譲受人が長年耕作してきており、ここで譲渡の話が成立しました。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は77aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法

第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小澤委員と根橋委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、詳細について説明があったわけでございます。それでは小澤委員の方からこの件につきまして意見を求めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<11番小澤委員>

現地でございますけれども、木曾沢のバスの停留所がありますけれどもそこから50メートルくらい離れたところにあります。Bさんの本宅があるんですがその前も後ろも全部自分の土地で、耕作をしておられましたたまたまその土地が分家の土地になっておったというようなことがありまして、話がついて登記ということになりましたので、地籍調査はきっちりすんでおりまして杭も確認してありますのでなんら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

<武井会長>

ただ今、現況につきまして小澤委員より説明があったわけでございます。これにつきまして意見を求めたいと思います。意見のある方。「なし」の声よろしいですか、それではこの件につきまして異議なしと認め許可することにいたします。2番について事務局お願いいたします。

<足助事務局次長>

それでは2番お願いしたいと思います、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地のAさん所有の大字伊那富字大原...番地、登記現況とも田、面積1219㎡を、大字赤羽...番地のBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は81aで下限面積を超えております。また、権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、野澤委員と尾坂委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

それでは野澤委員に意見を求めます。

<5番野澤委員>

野澤でございます。8月15日に尾坂委員と譲受人のBさんと現地を確認しました。Aさんが病気で耕作できないということで、今年は箕輪の方が田んぼを、イネをつくっておりますが、どうしても売りたいということで有賀さんが買うことにしたそうです。この地区は既に地籍調査等も済んでおりますので問題ないと思います。以上。

<武井会長>

今野澤委員より詳細について説明がありましたのですが、田んぼを田んぼとして現状のままでBさんが耕作するというのだそうです。この辺は地籍調査は済んでおりますね。はい、そういう風な状況であるようでございます。ご意見を求めますがいかがでしょうか。(「なし」の声)はい、それではご意見がないようでございますのでこの件につきましても許可することにいたします、よろしく願いいたします。それで次へ進めさせていただきます。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字伊那富...番地にお住まいのAさんが大字伊那富...番地の一部と大字伊那富...番地の一部、地目は田、現況は畑、合計面積500㎡に、一般住宅の新築をするための申請でございます。申請人は現在申請地隣の親の住宅に同居をしておりますが、子供の成長に合わせ隣接地に自己の住宅を新築する計画でございます。当該地は準工業地域である用途地域にあたり、農地法第4条第2項第1号口の(1)で第3種農地と指定していますので、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは私の方から説明をさせていただきます。この件の場所につきましてはB社の正面入口のところでございます。そこにその現地、農地がございまして、住宅を建てるということでございます。この件につきましては上島委員さんと地籍調査の杭を打ってあるのを確認をさせていただきます。それから事務局の方で話のありましたように、ちょうどB社の工場との境になりまして、現状では住宅を建てても近隣のところには迷惑はかからないという判断をしております。上水道でございますが親のうちのところからとると、下水道につきましてもそんなようなことでございます。そしてこのうちに入るには親の住宅の前の道を通ってうちの方へ車を入れるというようなことで、一帯が同族の親子の土地でございますのでそういう点にはいろいろ問題は発生しないという風に判断をしております。以上でございます。この件につきまして何がご意見ございますでしょうか。(「なし」の声)よろしいでしょうかね。それではご意見がないということでこの件につきまして許可することにいたします。よろしく願いいたします。続きまして、次に進めたいと思います。事務局の方でお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

東京都文京区本郷1丁目..番..号にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富久保田...番地、地目は登記現況とも畑、面積973㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが使用貸借し駐車場の新設をするための申請でございます。借人は宗教法人C寺の住職をしており、申請地

隣地を寺の駐車場として使用していますが、年々参拝者の車両台数が増加しており駐車スペースに苦慮していたため駐車場を拡大したい、また貸付人は遠方に住んでおり今後辰野町で農業をすることは見込めないため駐車場として貸すこととなりました。既存駐車場と合わせ車57台分駐車できる計画でございます。申請地は第一種低層住居専用地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは上島委員より意見を求めます。

<12番上島委員>

それでは審査報告を申し上げます。8月16日武井会長と現地を確認してまいりました。畑の地主さんは現在東京で生活をしておるそうです。この土地を駐車場にしてCさんに貸すということです。場所は図面の5の1になります。Dの南側にCがあります。Cといえばみなさんご存知だと思いますが、そのCの西側の方に行くと西天竜があり、西天竜を渡ったすぐのところ到现在の駐車場があります。その駐車場の続きをCさんが駐車場にしたいということです。境界は地籍調査済みで明確でありました。道路は現在Cで借りている駐車場に続くということで問題ないと思います。排水は西天に近いので現在ある駐車場はアスファルトではなく雨水は自然浸透なので今回の駐車場も同じにするそうです。以上問題ないと判断いたしました。ご審議の程お願いいたします。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。場所的にはCの上の段になるわけでございます。西天の端でございます。そういうことで現在西天には雨水を入れるということはまかり成らんということで、舗装にはできません。自然浸透ということで砂利の駐車場にしておくということでございます。この地域は楡沢山からの水が出るところでございまして、へたにこれだけのところの広さを舗装してしまいますとその水のはけ口がなくなるということでございます。現在使っておる駐車場と同じように砂利で駐車できるように固めていきたいということです。それとAさんは田舎に帰って来るという気持ちはございませんし、耕作もできないということで檀家のCの方へ預けておいたほうが土地の管理が楽だという風な気持ちもありまして、一応Cの方で借りる計画で提案したわけでございます。この件につきましていかがでしょうか。(「異議なし」の声)ご意見ないと認めましてこの件について許可することにいたします。続きまして2番についてよろしくお願ひいたします。

<足助事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。

大字赤羽...番地のAさんが所有いたします、大字赤羽...番地、地目は登記が田、現況は畑、面積357㎡を、大字伊那富...番地のBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在家族でアパートに居住しておりますが、子供も大きくなり手狭となったため、実家の隣接地におじの所有する申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は街

区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を越えていますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、下田委員、山内委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは下田委員より意見を求めます。

<13番下田委員>

下田です。8月18日に山内委員さんと現地を確認いたしました。ただ今の事務局の説明の通りです。上下水道は実家のところに接続できるようになっており、問題はないと思います。転用によって生ずる付近の土地、作物の被害については、南側は町道、北側は沢底川、西側は実家の住宅につき影響は少ないと思われます。ご審議をお願いいたします。

<武井会長>

ただ今下田委員より現状について説明があったわけですが、これについてご意見ございますか。(「なし」の声)よろしいですかね。この件につきまして、ご意見ないと認め許可することにいたします。それでは1号議案につきましては以上でございます。続きまして議案第2号の農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局の方から説明をお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計2件、2筆、面積は合計で4,558㎡です。いずれも、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

この件につきまして事務局の方から説明があったとおりでございます。よろしいでしょうか、はい、それではこの件につきましては異議なしということで決定いたします。続きまして、報告事項につきまして事務局の方からお願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、8月許可決定の5条1件につきましては、長野県農業会議から8月17日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

それから(2)でありますけれども、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

それから、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、1件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<武井会長>

(1)から(3)につきまして、事務局の方から説明がありましたが、この件について何かご質問ございますでしょうか。(なし)よろしいですかね、それでは次に進みたいと思います。

その他

○耕作放棄地全体調査(利用状況調査)について

調査に関わる協力者を9月20日までに事務局まで提出、9月29日午後1時30分から役場第6会議室で説明会を行う予定。農地非農地判断のリストについても9月20日までに提出。「山林原野化した農地の取扱について」(平成21年11月県農政部の通知)資料として配付)

○研修旅行について

旅行委員の選定 武井会長、三澤代理、農政・農地正副部長の6人

日程 11月27日(日)、28(月)

○次回委員会開催日 10月3日(月)午後1時30分から役場第6会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印